

国立大学法人群馬大学学外研究員等施設利用証取扱要項

平成30. 4. 1 制定

改正 令和 5. 7. 1 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）において施設及び設備を利用して研究、研修又は研究指導（以下「研究等」という。）に従事する学外の研究員（以下「学外研究員等」という。）の施設利用証に関する取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定 義)

第2 この要項において「学外研究員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 国立大学法人研究員 群馬大学研修員等取扱規則第2条第1号に規定する者
- (2) 私学研修員 群馬大学研修員等取扱規則第2条第2号に規定する者
- (3) 専修学校研修員 群馬大学研修員等取扱規則第2条第3号に規定する者
- (4) 公立専門学校研修員 群馬大学研修員等取扱規則第2条第4号に規定する者
- (5) 公立大学研修員 群馬大学研修員等取扱規則第2条第4号に規定する者
- (6) 教職員支援機構研修員 群馬大学研修員等取扱規則第2条第5号に規定する者
- (7) 受託研究員 群馬大学受託研究員規則第2条に規定する者
- (8) 共同研究員 国立大学法人群馬大学共同研究取扱規程第2条第4項に規定する者
- (9) 外国人研究者 群馬大学外国人研究者受入規程第2条第1項に規定する者
- (10) 外国人受託研修員 群馬大学外国人受託研修員規則第2条に規定する者
- (11) 中国医学研修生 群馬大学中国医学研修生受入規則第2条に規定する者
- (12) 協力研究員 国立大学法人群馬大学外来研究員取扱規程第2条第1号に規定する者
- (13) 特別研究員 国立大学法人群馬大学外来研究員取扱規程第2条第2号に規定する者
- (14) 助成研究員 国立大学法人群馬大学外来研究員取扱規程第2条第3号に規定する者

(発 行)

第3 施設利用証の発行は、本人の願い出により学長が行うものとする。

2 施設利用証の写真は、学外研究員等に提出させることができる。

(施設利用証の様式)

第4 施設利用証の様式は、別紙様式第1号のとおりとする。

2 学長の証明印は、印影を印刷するものとする。

(有効期間)

第5 施設利用証の有効期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 国立大学法人研究員 国立大学法人研究員として学長が受入れを許可した期間
- (2) 私学研修員 私学研修員として学長が受入れを許可した期間
- (3) 専修学校研修員 専修学校研修員として学長が受入れを許可した期間

- (4) 公立専門学校研修員 公立専門学校研修員として学長が受入れを許可した期間
- (5) 公立大学研修員 公立大学研修員として学長が受入れを許可した期間
- (6) 教職員支援機構研修員 教職員支援機構研修員として学長が受入れを許可した期間
- (7) 受託研究員 受託研究員として学部等の長が受入れを許可した期間
- (8) 共同研究員 共同研究員が参加する共同研究及び共同研究講座等の契約期間
- (9) 外国人研究者 外国人研究者として学長が受入れを承諾した期間
- (10) 外国人受託研修員 外国人受託研修員として学長が受入れを許可した期間
- (11) 中国医学研修生 中国医学研修生として学長が受入れを許可した期間
- (12) 協力研究員 協力研究員として学部等の長が受入れを許可した期間
- (13) 特別研究員 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として群馬大学が受入れを承諾した期間
- (14) 助成研究員 助成研究員として群馬大学が受入れを許可した期間
(交付・更新願)

第6 施設利用証の交付又は更新を希望する者は、別紙様式第2号の交付・更新願により願出するものとする。

2 施設利用証の紛失、損傷及び氏名に変更があったときは、別紙様式第3号の施設利用証再交付願により願出するものとする。

(貸与・譲渡の禁止)

第7 学外研究員等は、施設利用証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(紛失時の届出)

第8 学外研究員等は、施設利用証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。

(返 納)

第9 学外研究員等は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに施設利用証を返納しなければならない。

- (1) 群馬大学研修員等取扱規則第8条の規定により、研修員等の研究許可を取り消されたとき。
- (2) 群馬大学受託研究員規則第9条の規定により、受託研究員の研究許可を取り消されたとき。
- (3) 国立大学法人群馬大学共同研究取扱規程第12条の規定により、共同研究を中止したとき、又は共同研究員の身分を失ったとき。
- (4) 群馬大学外国人研究者受入規程第10条の規定により、外国人研究者の受入れの承認を取り消されたとき。
- (5) 群馬大学外国人受託研修員規則第10条の規定により、外国人受託研修員の研究許可を取り消されたとき。
- (6) 群馬大学中国医学研修生受入規則第9条の規定により、中国医学研修生の受入れの許可を取り消されたとき。
- (7) 群馬大学外来研究員取扱規程第7条の規定により、外来研究員の受入れを中止され、又は受入れを取り消されたとき。
- (8) 有効期間が満了したとき。

- (9) 死亡したとき。
- (10) 施設利用証の記載事項に変更があったとき。
(発行等の事務)

第10 施設利用証の発行等の事務は、研究推進部研究推進課研究支援係で行い、施設利用証発行台帳（別紙様式第4号）を整備するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学特別研究員身分証明証取扱要項（平成29年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要項の施行日前に、国立大学法人群馬大学特別研究員身分証明証取扱要項の規定により発行された特別研究員身分証明証は、この要項により発行されたものとみなす。


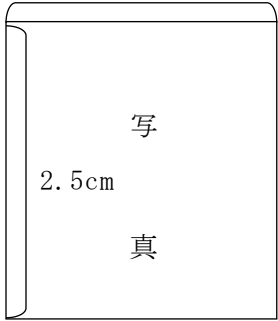
附 則

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

表

	<p>群馬大学 GUNMA UNIVERSITY</p>	<p>施設利用証 FACILITY USE CARD</p>
<p>2cm</p>  <p>2.5cm</p>	<p>氏名</p> <p>身分</p>	
<p>発行日 / /</p> <p>国立大学法人群馬大学長 ㊟</p> <p>President of Gunma University</p>		

裏

◀											
<p>有効期限 VALID UNTIL</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">/ /</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			/ /								
/ /											
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 本証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。 3 本証の有効期間が満了したときは、直ちに返納しなければならない。 											
<p>発行者：国立大学法人群馬大学 〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目 2 番地 TEL 027 220 7111 (代)</p>											
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p>(バーコード)</p>		<p>(ID 番号)</p>									

施設利用証 交付・更新 願

年 月 日

国立大学法人

群馬大学長 殿

氏 名

身 分

施設利用証の 交付・更新 をお願いします。

なお、利用を予定している施設（建物及び室）は下記のとおりです。利用にあたっては、各施設の責任者が定める手続を行うとともに、利用上のルール等を遵守します。

記

施設（建物及び室）名：	
-------------	--

交付時：6月以内に撮影したカラー写真又は写真データ（上半身、正面、脱帽）添付

更新時：交付済の施設利用証を提出

上記の内容について確認しました。

受入教員等氏名

事務使用欄

ID番号	
有効期限	

施設利用証再交付願

年 月 日

国立大学法人

群馬大学長 殿

氏 名
身 分

下記の理由により、施設利用証の再交付をお願いします。

記

- 紛失
- 損傷（磁気不良、IC不良、その他）
- 改名（旧氏名：）

損傷及び改名の場合、交付済の施設利用証を提出

事務使用欄

ID番号	
有効期限	

別紙様式第4号

整理 番号	氏名	身分	利用施設 (建物及び室)	発行 年月日	再発行 年月日	返納 年月日	有効 期限	備考